

共済の あゆみ

宮城県市町村職員共済組合

CONTENTS

令和2年事業計画及び予算	P2
短期経理の財源率	P5
新規採用者の皆さまへ	P6
短期給付について	P7
組合員・被扶養者の異動時の手続きについて	P8
生活習慣病を予防しよう！生活習慣病の重症化を予防しよう！	P10
令和2年度特定健康診査が始まります！	P11
令和2年度保健事業のお知らせ	P12
令和2年度メンタルヘルスセミナーの予定	P15
貸付事業のご案内	P16
貯金事業のご案内	P18
物資事業のご案内	P19
医療費の窓口負担の支払猶予延長について	P20
わくわくサマープランでリフレッシュ！	P21
「コラボヘルス打合せ会」の開催報告	P22
人事異動のお知らせ	P23
パレス松洲平日利用券でお得に泊ってみませんか？	P23

<http://www.kyosai-miyagi.or.jp>

東松島市 矢本海浜緑地が開園

表紙写真
ご紹介

東日本大震災で被災し、休園していた大曲浜地区の県立都市公園矢本海浜緑地が開園しました(平成31年4月26日)。公園には複合遊具や水遊び広場、バーベキュー広場など親子で楽しめる場が設けられたほか、県内最大級の計54ホールのパークゴルフ場が新設され、大いに賑わいを見せています。



ご家族の皆さんと一緒にご覧ください

令和2年 事業計画及び予算

令和2年3月10日開催の第176回組合会において令和2年度事業計画及び予算が議決されましたのでその概要をお知らせいたします。

議決事項

- 令和元年度事業計画及び予算の変更について
- 組合定款の一部変更について
 - ◎介護保険財源率の変更
 - ◎全国健康保険協会が決定する災害保健福祉保険料率の変更に伴う船員一般組合員の財源率の変更
 - ◎育児・介護休業手当金の公的負担率の変更に伴う長期組合員の財源率の変更
 - ◎短期経理から業務経理に繰り入れる事務費の限度額の変更
- 令和2年度事業計画及び予算について
- 組合厚生資金貸付規定等の一部改定について

総括事項（令和2年度末推計）

●所属所数

市	町	村	一部事務組合等	計
13	20	1	17	51

●組合員数

組合員数……………18,645人

任意継続組合員数……………280人

被扶養者数……………15,367人

●1人当たり平均標準報酬月額（一般組合員）

長期……………356,664円

短期……………373,465円

掛金（保険料）率

（単位：千分率）

組合員区分	短期給付	介護保険※1	厚生年金保険※2	退職等年金	福祉（保健）
一般・特定消防組合員 市町村長組合員	46.2	8.4	91.5	7.5	1.6
船員一般組合員	43.99				
長期組合員 市町村長長期組合員	2.35	—	—	—	—
任意継続組合員	92.4	16.8	—	—	—

※1 介護保険の掛金（保険料）は40歳以上65歳未満です。

※2 厚生年金保険の掛金（保険料）は70歳未満です。

掛金イメージ

	短期給付	介護保険	厚生年金保険	退職等年金	福祉（保健）
標準報酬月額38万円の 一般組合員の場合	17,556円（同）	3,192円（+323円）	34,770円（同）	2,850円（同）	608円（同）
			合計 58,976円（+323円）※（ ）は前年比		

短期経理

組合員と被扶養者の皆様の医療費や出産・死亡等の各種給付金を支払う「短期給付」と「介護保険料の収納」を行う経理です。

短期給付については、組合員負担が増加しないよう、掛金率を昨年度と同率の46.2%で財政運営を行いますが、高齢者医療制度への支援金に係る費用など支出の増加により、約2億8,948万円の当期損失金が生じるものと推計しています。

このため、短期積立金を取り崩して補てんし、令和2年度末の短期積立金残高は約22億7,921万円と推計しています。

なお、短期掛金（保険料）率46.2%のうち、約22.5%は高齢者医療制度への支援金（特定保険料）となっており、前年度比で約1.5%増加しています。

介護保険については、介護納付金が、本年度より各医療保険者の報酬に応じて納付する「総報酬割」が全面施行されるため、前年度より約7,936万円増加した約12億1,325万円になることから、令和2年度の介護掛金率は、前年度より0.85%引き上げ、8.4%にて対応します。



◆短期経理の収支見込み

収入 12,994,622 千円

掛金・負担金 11,372,734	その他 1,621,888
----------------------	------------------

支出 13,280,700 千円

短期給付 5,505,923	前期高齢者 納付金 2,627,124	後期高齢者 支援金 2,299,919	介護納付金 1,213,258	その他 1,634,476
-------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------	------------------

(単位/千円)

厚生年金保険経理

厚生年金保険給付（1、2階部分）の組合員保険料と地方公共団体負担金を徴収し、全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込む経理です。

収入	24,658,259千円	支出	24,658,259千円
----	--------------	----	--------------

退職等年金経理

退職等年金給付（新3階部分）の組合員掛金と地方公共団体負担金を徴収し、全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込む経理です。

収入	1,575,965千円	支出	1,575,965千円
----	-------------	----	-------------

経過的長期経理（組合員掛金なし）

年金一元化前の公務等給付を行うため地方公共団体から負担金を徴収し、全国市町村職員共済組合連合会へ払い込む経理です。

収入	101,955千円	支出	101,955千円
----	-----------	----	-----------

退職等年金預託金管理経理

全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理の積立金の一部から預託を受け、当組合貸付経理へ事業資金の貸付を行っています。

収入	15,620千円	支出	15,620千円
----	----------	----	----------

経過的長期預託金管理経理

全国市町村職員共済組合連合会の経過的長期経理の積立金の一部から預託を受け、地方公共団体が発行する地方債（縁故債）の引き受けを行っています。

収入	1,354千円	支出	1,354千円
----	---------	----	---------



業務経理

短期給付や長期給付の事業を行うための人件費や事務費をまかなう経理です。

財源は地方公共団体の負担金、短期経理からの繰入金及び長期経理にかかる全国市町村職員共済組合連合会からの交付金等となっております。

収入の負担金や繰入金、交付金の減少に伴い約522万円の損失金が発生する見込みですが、積立金を取り崩して充当する計画です。

収入	329,754千円	支出	334,976千円
----	-----------	----	-----------

保健経理

組合員とその家族の疾病予防や健康保持増進・医療費増嵩対策のための事業を行う経理です。

財源は、組合員掛金と地方公共団体負担金により賄っており、令和3年度まで掛金率を1.6‰にて、積立金を活用しながら運営しております。

令和2年度の事業ですが、第2期データヘルス計画に基づき所属所と本組合が協働して保健事業を推進し、組合員及び被扶養者の健康保持増進に向けた事業を実施することとしております。

収入	364,763千円	支出	441,498千円
----	-----------	----	-----------

◆事業の種類と事業計画額

保健	人間ドック・脳検診等助成	197,128千円	普及・広報	医療費通知・広報誌作成等	2,110千円
保養	宿泊施設利用助成	37,629千円	セミナー等	ライフプランやメンタルヘルス等	5,489千円
保険者インセンティブ	健康優良組合員表彰(意識啓発)	4,500千円	特定健診・保健指導	40～74歳の組合員・被扶養者対象	22,510千円
体育	球技大会助成等	4,689千円	その他	レセプト審査や生活支援等	10,551千円

宿泊経理

組合員とご家族のリフレッシュ・健康増進を目的に保養所「パレス松洲」の経営を行う経理です。

宿泊、休憩での利用が増加しており、令和2年度においても施設収入の増加を見込んでおります。

また、支出については庭園造成工事、防火シャッター危害防止化工事、冷温水発生機等機器交換などが必要なため、修繕・減価償却費で前年度より、6,789千円増加する見込みですが、約1,465千円の当期益金を見込んでおります。

収入	377,665千円	支出	376,200千円
----	-----------	----	-----------

貯金経理

皆様からお預かりした資金を運用し、有利な利率で還元することを目的とした経理です。

金融情勢等に細心の注意を払いながら、資金運用検討委員会において安全かつ効率的な資金運用の研究を行い、本年度も支払利率1.0%を維持します。年度末の利用者数を9,843人、貯金総額を約471億円と推計し約26,176千円の当期益金を見込んでおります。

収入	512,536千円	支出	486,360千円
----	-----------	----	-----------

貸付経理

住宅建築やご家族等の入学、結婚などで必要となる資金の貸付けを行っている経理です。

貸付残高については、引き続き減少傾向となっており、令和2年度末は前年比で204,988千円減の2,286,052千円と推計しています。収支については、約5,714千円の当期損金を見込んでおり積立金を取り崩して充当する計画です。

収入	27,303千円	支出	33,017千円
----	----------	----	----------

物資経理

皆様が生活必需品を指定店から購入する際、共済組合が一時立替え払いする経理です。

令和2年度末の立替金残高は37,658千円減の613,800千円と推計しています。収支については、約1,308千円の当期益金を見込んでおります。

収入	13,256千円	支出	11,948千円
----	----------	----	----------

短期経理と財政について

組合員と被扶養者の皆さまが、病気やケガで医療機関にかかった際の給付等を行う経理です。

風邪で診察を受けた際の医療機関での窓口負担は医療費のうちの3割で、残りの7割を共済組合が負担しています。この共済組合における財源は、組合員の皆さまが負担する掛金と、地方公共団体が負担する負担金でまかなわれています。

掛金・負担金の収入と医療給付等の支出が均衡するよう事業年度ごとに試算し財源率を定め、適正な財政運営に心がけています。

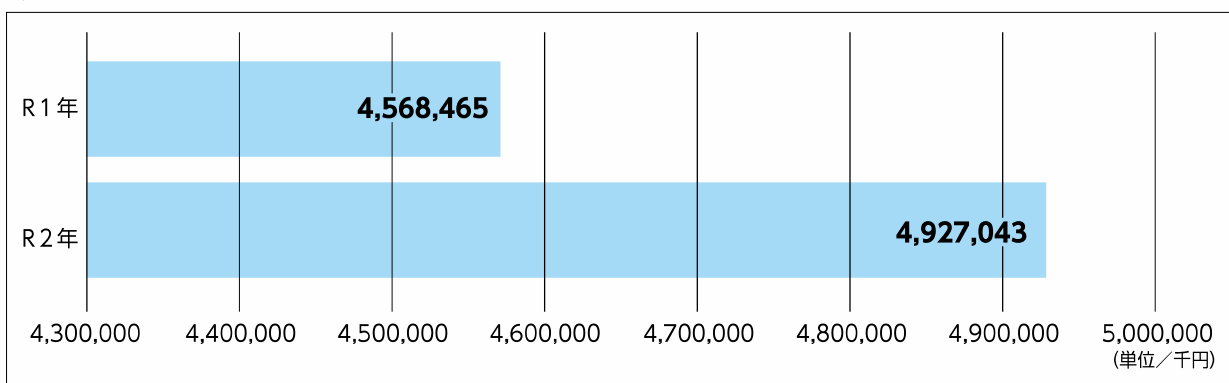
短期経理の 財源率

高齢者医療制度への 拠出金

短期経理では医療給付のほか、高齢者医療制度への拠出金を支出しておりますが、少子高齢化が進む現代ではこの拠出金が支出の占める割合も大きく、本組合の本年度予算でも全体の約4割を占めており（P 3 参照）、短期財源率への影響も大きくなっております。

今後も団塊の世代が後期高齢者に到達し始めることから、支援金が増加することが懸念され引き続き厳しい財政状況が予想されます。

◆高齢者医療拠出金



本組合では、今後も組合員と被扶養者の皆さまが安心して医療を受けられるよう、財政の安定化に努めてまいります。組合員及び被扶養者の皆様におかれましても、厳しい短期給付財政についてご理解いただき、引き続き疾病予防とジェネリック医薬品の利用等による医療費の節減にご協力をお願いいたします。

◆用語解説

高齢者医療制度に対する拠出金

65歳～74歳を対象の「前期高齢者医療制度」、75歳以上および65歳以上で寝たきり等一定の障害認定を受けた方を対象とする「後期高齢者医療制度」への負担費用。

総報酬割

各保険者の総報酬額に応じて後期高齢者支援金や介護納付金を負担する仕組み。

人数だけを勘案する「加入者割」と異なり、財政力に余裕がある保険者により多くの支払いを求める方法。

新規採用者の皆さまへ



共済事業のご案内

公務員となられたみなさまは、その日から共済組合の「組合員」となります。

共済組合は健康保険や年金に関する事務を行っており、組合員と
そのご家族の方が安心して生活を送れるよう暮らしと健康を支える
団体です。

◎掛金と組合員証

共済組合が行う事業に必要な費用は、組合員のみ
なさまが納める「掛金（保険料）」と地方公共団体
が納める「負担金」でまかなわれています。

また、組合員になると「組合員証（保険証）」が
交付されますので、医療機関を受診する際は必ず窓
口に提示してください。

◎共済事業は大きく3つあります！

短期給付事業…組合員とそのご家族の病気やケガ、
出産、死亡、休業または災害に対し
て必要な給付を行います。

長期給付事業…退職後に受ける年金や、障害・死亡
に対する年金給付を行っています。

福祉事業…組合員とそのご家族の健康の保持や
福祉の増進のための事業を行っています。

こんなとき暮らしをサポート

病気・ケガ

- 療養の給付 P7
- 高額療養費 P7
- 附加金 P7
- 障害年金

出産・育児

- 出産費 P7
- 育児休業手当金 P7
- 育児支援図書 P14

健康増進

- 各種健康セミナー P12
- メンタルヘルス電話相談 P14
- 球技大会 P14
- 保養所・宿泊施設利用助成 P13

各種検診助成

- 人間ドッグ・脳検診 P12
- がん検診 P13
- インフルエンザ予防接種 P13

貯金・貸付・物資

- 貯金 P18
- 住宅貸付 P16
- 入学・就学貸付 P16
- 自動車物資 P19

休 業

- 傷病手当金 P7
- 介護休業手当金 P7



短期給付一覧表

短期給付には、医療機関等からの診療報酬明細書等に基づいて自動的に給付するものと、組合員が勤務する市町村等の共済組合事務担当者の方を通して共済組合に請求していただく給付（網掛けのもの）があります。

病気・ケガ （組合員・被扶養者）	療養の給付 家族療養の給付	病気やけがをしたとき医療費から自己負担分（2割～3割）を除いた額を共済組合が負担
	入院時食事療養費	入院時の食事代から標準負担額を除いた額を共済組合が負担
	入院時生活療養費	長期入院する65歳以上の組合員が食事等の生活療養を受けた場合、生活療養標準負担額を除いた額を共済組合が負担
	保険外併用療養費 保険外併用家族療養費	特定承認保険医療機関で先進医療を受けた場合、保険適用分の医療費から自己負担分（2割～3割）を除いた額を共済組合が負担
	療養費 家族療養費	医師がコルセット等の治療用装具を必要と認めた場合は、装具の購入費用から自己負担分（2割～3割）を除いた額を支給
	訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	在宅で療養している組合員が医師の指示により指定訪問看護を受けたとき、療養費用から自己負担分（2割～3割）を除いた額を共済組合が負担
	高額介護合算療養費	1年間（8月1日～翌年7月31日）の医療費と介護自己負担額の合算が限度額を超えた場合、共済組合から「高額介護合算療養費」、介護保険から「高額介護合算サービス費」を支給
	高額療養費	医療機関で支払った医療費の各月の合計額（医療機関ごと入院・外来別）から、高額療養費の自己負担額を除いた額を支給 ※医療機関の処方せんにより薬局で薬剤の支給を受けた場合、外来と調剤を合算
	移送費 家族移送費	歩行困難な重症患者を医師の指示により他の病院に転送した場合や、緊急その他やむを得ない事由で移送されたときに支給
	一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	医療機関等で支払った医療費の各月の合計額（医療機関ごと入院・外来別）から25,000円を控除した額を支給 ※医療機関の処方せんにより薬局で薬剤の支給を受けた場合、外来と調剤を合算 ※100円未満端数切捨て、1,000円未満不支給 ※標準報酬月額530,000円以上の上位所得者は控除額50,000円
死亡	埋葬料	組合員が公務によらないで死亡したとき50,000円支給
	埋葬料附加金	組合員の死亡当時、被扶養者として認定されていた者が埋葬料を請求する場合、50,000円支給
	家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき50,000円支給
	家族埋葬料附加金	家族埋葬料に附加して50,000円支給
出産	出産費 家族出産費	組合員または、被扶養者が出産したとき420,000円支給 ※産科医療補償制度未加入の医療機関での出産、妊娠22週未満の出産の場合、404,000円支給
休業 （組合員）	傷病手当金	病気やけがで勤務することができなくなり給与の全部または一部が支給されない場合に、その勤務することができない期間について支給
	出産手当金	出産のため勤務することができなくなり給与の全部または一部が支給されない場合に、その勤務することができない期間について支給 出産の日以前42日（多胎妊娠の場合98日）、出産の日後56日の期間支給
	育児休業手当金	育児休業にかかる子が1歳に達する日まで支給 ※保育所の入所待ち等の事情によって最長で子が2歳に達する日まで支給
	介護休業手当金	介護休業により勤務に服さなかった期間（通算して66日）について支給
	休業手当金	被扶養者の病気やけが、組合員の公務によらない不慮の災害等により欠勤した場合に支給
災害	弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき支給
	災害見舞金	組合員が水震火災その他の非常災害により住居または家財に損害を受けた場合に支給
	家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき支給

注 意

（1）公務上の疾病では短期給付は支給されません。

（2）短期給付は、給付事由が生じた日から2年間請求しなかったときは、時効により消滅します。

組合員証や被扶養者証の 切替え手続きはお済みですか？

組合員の資格取得や被扶養者の認定・取消しなどにより組合員証および被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の切替え手続きが多くなる季節です。以下に該当する場合は、早めのお手続きをお願いします。

どんなとき？

- 1 新たに組合員となったとき
- 2 新たに被扶養者の要件を満たすこととなったとき
- 3 婚姻等により氏名を変更したとき
- 4 組合員の資格を喪失したとき
- 5 被扶養者の認定が取消しに該当したとき
 - ①被扶養者が就職したとき
 - ②被扶養者の収入が増加し、年額 130 万円、月額 108,333 円を 3 ヶ月連続または平均して超えたとき（60 歳未満の障害年金受給の方、60 歳以上の公的年金受給の方は年額 180 万円、月額 15 万円）
 - ③ 75 歳に達して、後期高齢者医療制度の被保険者となったとき 等

旧組合員証等は返却してください

組合員証等の内容の変更や、被扶養者の認定取消があったときは旧組合員証等の使用はできませんので、速やかに共済組合へ返却してください。

被扶養者の収入にご注意ください

就職等で被扶養者の認定取消となるケース以外にも、パートやアルバイトに従事し給与月額が認定基準を超えたことで認定取消になるケースが多くみられます。毎年行っている被扶養者資格確認調査で判明した場合、収入が超過した時点で遡って認定取消となります。このようなケースを避けるため、特に給与月額が変動する勤務形態の被扶養者については、年額 130 万円での収入基準とあわせ、月額 108,333 円を 3 ヶ月連続または平均して超過していないか、常にご確認いただきますようお願いいたします。

社会保険に加入したら共済組合の扶養認定は取消してください

被扶養者が民間企業等に就労し、社会保険の適用を受けることとなったときは、共済組合の被扶養者の認定取消の手続きが必要となります。

特に、パート勤務の被扶養配偶者が社会保険の適用を受ける勤務形態に変更になったとき、国民年金については被用者年金制度加入により第 3 号被保険者の資格は自動喪失となりますが、健康保険については共済組合の被扶養者認定が自動喪失しないため、二重加入の状態となります。更に、この状態から社会保険の適用を外れた場合、国民年金について未加入の期間が発生し、将来の年金受給額に影響が出ることも考えられます。

医療費を返還していただきます

組合員の資格喪失後や被扶養者の認定基準を外れた後に組合員証等を使用して医療機関等を受診した場合、共済組合が支払った医療費や給付金を全額一括返済していただくこととなります。



◎正しい手続きをした場合

被扶養者の取消の申告を行う

被扶養者の認定の届出と国民年金
第3号被保険者資格取得の届出を行う

		↓ 就職		↓ 退職	
健康保険	共済組合の被扶養者		社会保険適用		共済組合の被扶養者
国民年金	国民年金第3号被保険者		国民年金第2号被保険者(厚生年金加入)		国民年金第3号被保険者

◎正しい手続きをしなかった場合

被扶養者の取消の申告を行わないと

国民年金の届出を行わないと

		↓ 就職		↓ 退職	
健康保険	共済組合の被扶養者		社会保険適用		共済組合の被扶養者(再認定)
			※共済組合の被扶養者		
			(健康保険の二重加入状態)		
国民年金	国民年金第3号被保険者		国民年金第2号被保険者(厚生年金加入)		国民年金未加入 (無年金期間)
					国民年金第3号被保険者

※被扶養者の取消申告を行わなかったため、健康保険の二重加入が発生します。
社会保険適用が判明した場合、就職日に遡って被扶養者の資格が取消となります。(……)の期間
再度、被扶養者認定をする場合は、書類を提出した日からの認定となり、遡って認定することはできません。

被扶養配偶者の国民年金の手続きについて

20歳以上60歳未満の配偶者が被扶養者として認定されるときや認定取消となるときは、共済組合の被扶養者認定・取消手続とあわせて国民年金第3号被保険者に係る届出が必要です。

◆被扶養配偶者として認定されるとき

新たに被扶養配偶者としての要件を備え、被扶養者認定申告書を提出するとき、あわせて「国民年金第3号被保険者関係届」に必要事項を記入し提出してください。共済組合から日本年金機構へ届出することで加入手続きが行えます。

◆被扶養配偶者の認定取消となるとき

被扶養配偶者の収入が認定基準を超えたこと等により、被扶養者取消申告書を提出するとき、あわせて「国民年金第3号被保険者関係届」に必要事項を記入し提出してください。共済組合から日本年金機構へ届出することで非該当の手続きが行えます。なお、国民年金第1号被保険者への加入手続きは、別途、ご自身で住所地の市区役所または町村役場にて手続きが必要です。

◆国民年金第3号被保険者の住所等を変更するとき

平成30年3月より日本年金機構においてマイナンバーを利用した住所氏名変更手続きを行うこととなりましたので、原則届出は不要です。

(参考) 国民年金被保険者の種別

	該当者	加入等の届出	保険料の納付
第1号被保険者	学生、自営業者等	お住まいの市区町村役場	ご自身で納付
第2号被保険者	会社員、公務員等	勤務先	勤務先で納付
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者	配偶者の勤務先	なし(配偶者が加入する制度で負担)

組合員証は、必ず医療機関の窓口に提示しましょう。

～被扶養者の方へもお伝えください～

現在、ほとんどの医療機関では、月の初回受診時に組合員証等の確認を行っておりますが、初回に限らず、医療機関から組合員証の提示をもとめられたときには、必ず提示されるようお願いいたします。特に記載内容の変更等により組合員証が切り替わった場合は、必ずそのことを窓口でお話いただき、新しい組合員証を提示してください。

◎問い合わせ先 保険課 システム・資格調定係 TEL 022-263-6415

特定健康診査の結果、生活習慣病リスク保有の組合員の方に 「主治医とのご相談のすすめ」をお送りしました

第2期データヘルス計画に基づき、「生活習慣病リスク保有者に対する受診勧奨」事業として、所属所を通じて該当された組合員に「主治医(かかりつけ医)とのご相談のすすめ」をお送りしました。この事業は今年度で3年目。今回は「血糖高値」「血圧高値」の方に加え、初めて「脂質異常」の方にもお送りしています。

生活習慣病は、初めは自覚症状がほとんどありません。検査値が高くても放置してしまい、ひどい状況になった、合併症や大きい病気につながったということにならないよう、健診結果が届いたら、各検査値に注目し、体からのサインを見逃さないようにしましょう。受診をされている方は、主治医と良く相談しながら、治療や経過観察を続けていくことが大切です。



血糖高値リスク保有者

平成30年度・令和元年度の特定健康診査の結果から

◆受診勧奨判定値：空腹時血糖(随時血糖)126mg/dl以上
またはヘモグロビンA1c 6.5%以上

おすすめ **632名**

血圧高値リスク保有者

平成30年度・令和元年度の特定健康診査の結果から

◆受診勧奨判定値：収縮期血圧160mmHg以上
または拡張期血圧100mmHg以上

おすすめ **508名**

脂質異常リスク保有者

令和元年度の特定健康診査の結果から

◆受診勧奨判定値：LDLコレステロール140mg/dl以上
または中性脂肪(TG)300mg/dl以上

おすすめ **483名**

血管を大切にしましょう

血管は本来しなやかなものですが、年を重ねるにつれて、しだいに弾性を失い、固くもろくなってきます。これが「動脈硬化」です。「動脈硬化」は誰にでも起こる老化現象ですが、そのスピードは人によって異なります。高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病は、そのスピードを速めることがわかっています。動脈硬化は、体のどこの動脈でも起こりうり、脳・目・心臓・胸部・腹部・腎臓・足等全身でさまざまな病気を引き起こします。

健診結果で、血管の老化(動脈硬化)がわかる!

肥満度(腹囲やBMI等)、血圧、血液検査、尿検査等から血管の老化の進みややすさが確認できます。健診結果が届いたら、**各検査の値が判定基準値(正常域)の中に入っているか確認**します。判定基準は、これから10年間のうちに心筋梗塞や脳卒中、糖尿病の合併症等を起こさないための安全範囲を示しています。基準値から外れるほど血管の老化(動脈硬化のリスク)が進んでいると考えられます。生活習慣の見直しや治療が必要かもしれませんので、主治医等に相談しましょう。

また、各検査の値が判定基準内でも、**過去数年間の数値と比べて悪くなってきていないかも確認**します。血圧や血糖等が徐々に上がってきている時は、要注意。昨年の健診から1年間の生活を振り返ります。逆に改善されていればがんばっているサインです。

もし「**眼底検査**」を受けた場合は**この結果も注目**します。「眼底検査」は、眼球の奥の網膜を撮影しています。網膜の血管は、脳につながる血管が分かれたものなので、脳の血管の状態を推測することができます。

【今回、確認をした特定健康診査の結果】

- ◆平成30年度(平成30年11月1日～令和元年10月31日の間に本組合の健診システムに結果を入力した分)
- ◆令和元年度(平成31年4月1日～令和元年10月31日の間に本組合の健診システムに結果を入力した分)

【受診勧奨判定値】標準的な健診・保健指導プログラム

平成30年度版(平成30年4月 厚生労働省 健康局)より

令和2年度 特定健康診査が始まります！

～ 無料で健診が受けられます ～

共済組合では、40歳から74歳までの被扶養者及び任意継続組合員の皆さんを対象に、4月末に**特定健康診査受診券を送付**します。

生活習慣病の発症や重症化を予防するため、一年に一度必ず特定健康診査を受けましょう。

<対象者>

組合員	被扶養者及び任意継続組合員
労働安全衛生法に基づく「職場の健康診断」や「人間ドック」には、特定健診の健診項目が含まれていますので、これらを受けると「特定健診」を受けたことになります。	受診券を送付しますので、お住まいの市町村が行う特定健診会場、共済組合が契約する健診機関で受けてください。受診の際は、保険証・特定健康診査受診券を持参してください。無料で受診できます。

<受診方法>

- 特定健診の会場・日時は、お住まいの市区町村の広報・窓口でご確認ください。
- 特定健診とがん検診を同時に受診することもできます。詳しくはお住まいの市区町村の広報・窓口でご確認ください。
- 共済組合が契約した健診機関は共済組合ホームページ（4月末掲載予定）をご覧ください。か、共済組合福祉課、勤務先の共済事務担当課へお問い合わせください。

検診項目 (必須)	◆質問項目（服薬歴・喫煙歴等・自覚症状・他覚症状）
	◆身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）
	◆血圧測定（収縮期・拡張期）
	◆脂質検査（中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロール）
	◆血糖検査（空腹時血糖又は随時血糖又はHbA1cのいずれか）
	◆肝機能検査（AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP))
	◆尿検査（尿糖・尿蛋白）

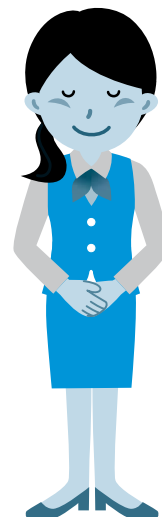


<健診結果>

健診結果は健診機関から皆さんへ直接送られます。また、共済組合へも健診結果が提供され、特定保健指導の対象となる方には、「特定保健指導利用券」を送付いたします。

◆◆◆ 勤務先等で健診を受診されている方へ ◆◆◆

パートタイム等により勤務先で健診を受診した方は、健診結果を共済組合に提供することで特定健診を受診したとみなされます。健診結果のコピーと質問票(案内裏面)を送付下さいますようご協力をお願いいたします。



◎保健事業 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

【メンタルヘルスセミナー】

会場：保養所「パレス松洲」

組合員及びその家族、管理監督者等を対象にメンタルヘルスに関する講演やリラクゼーション・リフレッシュにつながる運動の実技研修等を行います。

詳しい内容については、15ページの講座案内をご覧ください。

【ライフプランセミナー】

会場：保養所「パレス松洲」

組合員の退職後の生活を視野に入れた公務員生活の確立を支援することや、健康づくりの推進を目的とした退職準備型と生涯生活充実型のライフプランセミナーを開催します。

区分	退職準備型	生涯生活充実型
日 程	第1回 7月 2日(木)～ 7月 3日(金)	第1回 6月25日(木)
	第2回 7月16日(木)～ 7月17日(金)	
	第3回 8月 6日(木)～ 8月 7日(金)	
	第4回 8月26日(水)～ 8月27日(木)	第2回 9月10日(木)
	第5回 10月 8日(木)～10月 9日(金)	
	第6回 10月20日(火)～10月21日(水)	
募集人員	各80名	各60名
対 象 者	原則として50歳以上の組合員 及びその配偶者	原則として50歳未満の組合員 上記以外で受講を希望する組合員

【健康管理者対象研修】

データヘルス計画に基づき、所属所の健康管理者（人事・安全衛生委員）を対象として、組合員の健康状況等を理解していただくとともに、各所属所における健康への取り組み、及び労働安全衛生委員会の活動に資する研修を行います。

なお、開催日時等の詳細については後日お知らせいたします。

【生活習慣病予防セミナー】

データヘルス計画に基づき、組合員の健診結果や健康状態・疾病傾向等から、組合員が健康づくりに取り組めるよう、セミナーを開催します。

なお、開催日時等の詳細については後日お知らせいたします。

【人間ドック】 利用助成

●利用対象

令和2年度中に30歳以上となる組合員（資格取得1年未満の組合員及び任意継続組合員は除く）3人に1人を助成対象とします。

●利用人員

年度初めに各所属所へ対象人数をお知らせします。

●利用者負担

10,000円(税込)

●利用方法

受診する際は、組合員証を持参の上、受付窓口にて「人間ドック利用券」を提出し、検査終了後に利用者負担金をお支払いください。「人間ドック利用券」は、契約医療機関以外では利用できません。

●契約医療機関・検査内容 別冊2、3ページ

【脳検診】 利用助成

●利用対象

令和2年度中に40歳以上となる組合員（任意継続組合員を除く）5人に1人を助成対象とする。

●利用人員

年度初めに各所属所へ対象人数をお知らせします。

●助成金額

● 検診料金が12,000円未満のとき 7,000円 ● 検診料金が12,000円以上のとき 9,000円

●利用方法

受診する際は、組合員証を持参の上、受付窓口にて「脳検診助成券」を提出し、検査終了後に助成金額を差し引いた料金をお支払いください。「脳検診助成券」は、契約医療機関以外では使用できません。

●契約医療機関・検査内容 別冊4、5ページ

【がん検診】助成

●検診の種類及び助成対象

- 乳がん検診・子宮がん検診 組合員（任意継続組合員を除く）を対象として助成。
- 前立腺がん検診 50歳以上の組合員（任意継続組合員を除く）を対象として助成。

●助成金額

- 乳がん検診 2,300円 ●子宮がん検診 3,100円 ●前立腺がん検診 1,000円
- ただし、検診費用が上記金額を下回る場合は、実費負担分を助成します。

●助成方法

勤務先の共済事務担当課へ、各種がん検診を受けた方の名前が入った領収書等を提出してください。共済事務担当課が確認のうえ共済組合に申請し、所属所を経由し助成します。

※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）に領収書を使用する場合は、領収書写を提出してください。

【インフルエンザ予防接種】助成

●助成対象

組合員及び被扶養者（任意継続組合員及び65歳以上の者を除く）のうち、10月から1月に予防接種を受けた方

●助成金額及び回数

当該年度 一人当たり年1回 1,000円

ただし、接種日において13歳未満の被扶養者については当該年度2回までとし、費用が上記金額を下回る場合は実費負担分を助成します。

●助成方法

勤務先の共済事務担当課へ、予防接種を受けた方の名前が入った領収書を提出してください。共済事務担当課で確認のうえ共済組合に申請し、所属所を経由し助成します。

※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）に領収書を使用する場合は、領収書写を提出してください。

【保養所・宿泊施設】利用助成

令和2年度も「パレス松洲平日宿泊利用券 1,000円（3親等内500円）」を実施します。P23の券をコピーしてお使い下さい。

	直営保養所	委託保養所	全国他組合宿泊施設
助成対象	1 パレス松洲利用券（薄紫色） 組合員（任意継続組合員含む）、配偶者、子、子の配偶者、実・義父母、被扶養者、組合員と同居する家族 2 パレス松洲利用券（3親等内家族用）（水色） 上記1以外の組合員の兄弟姉妹、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪	保養券（グレー） 組合員（任意継続組合員含む）、その被扶養者	宿泊施設利用助成券（ピンク） 組合員（任意継続組合員含む）、その被扶養者
助成金額・回数	1 宿泊…1泊4,000円 休憩…1回 500円 2 宿泊…1泊2,000円 休憩…1回 250円 それぞれ回数制限なし	1泊1,500円 年1回	1泊2,000円 年2回
対象施設	松島町 パレス松洲	（別冊6ページ）	（別冊7ページ）
利用方法	年度初めに各組合員へ配布する利用券を持参されるか、同施設内フロントにある利用券に必要事項を記入し、フロントに提出してください。団体の場合は利用者リストをご用意いただくと便利です。	共済事務担当課より交付を受けた保養券をチェックインの際にフロントへ提出し、助成金額を差し引いた利用料金をお支払いください。	共済事務担当課より交付を受けた助成券をチェックインの際にフロントへ提出し、助成金額を差し引いた利用料金をお支払いください。

【永年勤続退職者パレス松洲平日利用】助成

定年退職を迎えた組合員に、長期間の地域発展及び住民福祉の増進に対する貢献への感謝・慰労を目的として「永年勤続退職者パレス松洲平日優待券」を発行し、直営保養所の利用助成を行います。

永年勤続退職者パレス松洲平日優待券は、パレス松洲に宿泊した際、最大18,000円を助成し、本人1名のみでの使用の場合は、9,000円の助成となります。ご本人を含むご同行者様またはご本人のみが、1泊2食付きでご宿泊される場合に使用可能です。（有効期間は退職後1年間、期間中1回限り助成）

対象者は、令和元年度末定年退職者で、退職日まで引き続き組合員期間が25年以上の組合員となります。

なお、対象者の抽出・発券は本組合で行い、各所属所へ送付します。

【特定期間宿泊施設】利用助成

組合員及びその家族の心身の健康保持・増進を目的として、夏休み期間に千葉県市町村職員共済組合宿泊施設「オークラ千葉ホテル」の客室3室を借上げ、1室1泊5,000円で提供します。

なお、ご利用方法等の詳しい内容につきましては、21ページの事業案内をご覧ください。

【球技大会】

各県大会を以下の日程で開催します。

- 第72回宮城県市町村職員野球大会
8月22日(土) 涌谷スタジアム
8月23日(日) 涌谷スタジアム
8月29日(土) 涌谷スタジアム
8月30日(日) (予備日) 涌谷スタジアム
- 第61回宮城県市町村職員バレーボール大会
10月17日(土) 岩沼市総合体育館
- 第49回宮城県市町村職員卓球大会
11月21日(土) 名取市民体育館

【健康優良組合員表彰】

2019年1月～12月の1年間、被扶養者を含めて医療給付を受けることなく過ごされた方で、2020年7月1日現在まで引き続き組合員（任意継続組合員を除く）である方に、表彰状と記念品を贈呈します。

【予防薬・救急薬の配布】

職場用補充薬品等を配布します。

【家庭用常備薬品等の特価斡旋】

夏季と冬季の年2回、家庭用常備薬品等の斡旋を行います。

【生活支援図書の交付】

- 新生活支援
結婚した組合員（任意継続組合員を含む）に新生活を健康に送っていただけるように、新生活支援図書「家族みんなの健康百科」等を贈ります。
- 妊娠・育児支援
組合員及び被扶養配偶者が第1子を妊娠又は出産した場合に、妊娠から出産、子育てまで幅広い内容の育児支援図書「すくすく赤ちゃん」と月刊誌「赤ちゃん和妈妈」等を贈ります。（第1子のみ）

【メンタルヘルス電話相談】

組合員とその家族の「心の相談」に応じ、ストレスを要因とする病気の一次予防に努めるとともに、適切な相談機関・医療機関を紹介し、健全な心身を維持していく手助けを行います。電話相談は無料、面接相談は1回当たり1,000円の自己負担となります。ご利用方法等は下図の案内をご覧ください。

- カウンセリング受付時間
月～金曜日 AM 9:00～PM 9:00
<土曜日 AM10:00～PM 6:00>
(日曜日、祝祭日及び1月1日から3日は休みです。)
- フリーダイヤル
0120-16-9164 (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

【メンタルヘルス講座講師派遣助成】

各市町村及び一部事務組合が実施主体となつて行ったメンタルヘルス講座の講師費用を助成、または講師の派遣を行います。

- 助成（派遣）回数
年2回（消防職員、医療職員がいる所属所は年3回）
- 助成金額
1回当たり 40,000円を限度とした実額
- 講師の派遣
市町村及び一部事務組合において講師の派遣を希望する場合、共済組合が選定し派遣を行う。
- その他
激甚災害等の理由で、講座及び研修等を通常よりも多く実施する必要がある場合は、助成回数を拡大しますので、事前にご相談ください。

【特定健康診査・特定保健指導】

詳しいご利用方法等は11ページの事業案内をご覧ください。

こころの相談ネットワーク メンタルヘルス相談

◎こころの健康、大事にしていますか？ ひとりで悩まず、まず相談を

 **0120-16-9164**

携帯電話からも無料でかけられます

ご相談はまず上記のフリーダイヤルへお電話ください。
受付時間 平日9:00～21:00 土曜日10:00～18:00 (日・祝日、1/1～3は休み)

組合員とご家族で
ご利用いただけます。



共済組合ホームページ上からも「健康・こころのオンライン」にアクセスできます。

電話相談

相談内容をお話してください。
臨床心理士、精神保健福祉士等の専門職がお答えします。
電話相談の費用は、無料です。

面接カウンセリング

ご相談内容に応じて、精神科医等の専門職との面接相談をご案内します。
面接相談は、1回当たり1,000円です。
※1年度に1人5回までを利用上限とします。

WEB相談

直接相談しづらい、うまく話せないときにはweb相談をご利用ください。
相談料は無料です。
ログインID: kyosai-miyagi

いずれの相談でもプライバシーは厳守されます。ご相談内容が他に知られることはありませんので、安心してご利用ください。

リニューアル 令和2年度「メンタルヘルスセミナー」の予定

メンタルヘルス関係の講座・セミナーとして昨年度まで実施しておりました「管理監督者対象メンタルヘルス講座」と「心と身体の健康セミナー」は、令和2年度より2つを合わせて「メンタルヘルスセミナー」と名称を変え、リニューアルいたします。

各セミナーの申込みは、開催日の約1か月前に所属所に募集案内をお送りしますので、対象や内容等をご確認の上、お申込みください。共済組合は、みなさまの健康づくりを応援しています。どうぞ「メンタルヘルスセミナー」をご活用ください。

	開催日時	テーマと内容	主な対象
第1回	令和2年 5月28日(木) 13:00~16:40	NEW ストレスチェックの結果も生かせる! 「職場環境改善(働きやすい職場づくり)の具体的な展開方法」 第1回メンタルヘルスセミナーは、 新型コロナウイルス感染予防のため、中止とさせていただきます。	●管理・監督者 ●総務課・人事課等 職員厚生関係部署の 担当者 等 80名
第2回	令和2年 6月30日(火) 13:00~16:40	昨年と同じ内容 昨年も好評でした 管理職のためのメンタルヘルスラインケア研修 「メンタルヘルス不調者への復職までの支援」 講話に加え、事例検討やワークを通して、メンタル不調者の早期対処から休業・復職のプロセスを学びます。	●管理・監督者 等 ◆募集 30名
第3回	令和2年 7月30日(木) 13:00~16:40	NEW 仕事と子育ての両立支援セミナー 「親(大人)と子の信頼関係を強め、 子どもに伝わりやすい褒め方や叱り方を学ぶセミナー」 仕事をしながら子育てをしていると、お子様にイライラしてしまうことはありませんか?本セミナーでは、子育て奮闘中のお母さま・お父さまと、お子様との信頼関係を強め、お子様に伝わりやすい褒め方・叱り方について学びます。お子様の年齢は問いません。(ゼロ歳~高校生等) 「呼吸と運動でゆったりリラックス」 ストレスがたまりがちな体とこころのリラックスを図りましょう。職場や家庭で簡単にできる、呼吸法と運動を体験します。	●全組合員 ●被扶養者 ●組合員家族 等 ※保育士、保健師、助産師等子供に関わる仕事をされている方にもお勧めです ◆募集 80名
第4回	令和2年 9月30日(水) 10:15~16:20	NEW ストレス・コーピング研修(※ストレス・コーピングとは、ストレスの基にうまく対処しようとすること) 「自分なりのストレス対処法の幅を広げよう」 心や体の不調の原因になりうる「ストレス」。日常生活や仕事で日々ストレスに遭遇します。でも…ストレス発散、対応しようと思っても、なかなかうまく出来ない・どうしたらよいかわからない…。本研修では、ストレスへの適切な対処方法を知り、対処方法のレパートリーを増やし、状況に合わせて使えるよう、講義にワークを織り交ぜ、具体的に学びます。 「からだを動かし、すっきりリフレッシュ」 職場や家庭で簡単にできる運動を体験します。ほっと一息、日々のストレスがたまりがちな体とこころをリフレッシュしましょう。	●全組合員 ●被扶養者 ●組合員家族 等 ◆募集 30名
第5回	令和2年 10月1日(木) 13:00~16:40	昨年と同じ内容 昨年大好評でした! 管理職のためのハラスメント研修 「パワハラにならない叱り方・部下のやる気を伸ばす褒め方 トレーニングセミナー」 ハラスメントの最新動向から、ハラスメント防止の基礎知識、部下から相談を受けた時の対応スキル等を学びます。	●管理・監督者 等 ◆募集 30名
第6回	令和2年 12月17日(木) 13:15~16:45	NEW 「ひょっとして発達凸凹! ~本人も支援者(周り)も気持ちよく働くために~」 「同じミスを繰り返す」「時間に遅れる」「やるべきことを先延ばしにする」「仕事の期限が守れない」「場の空気が読めない」「物事の優先順位がわからない」「後先考えずに行動する」「状況や相手の気持ちを考えずに一方的に話す」「落ち着きがない」「片づけられない」… このような状態になるのは、疲労困憊して抑うつ状態にある時、過大な問題が山積している時などいろいろな可能性が考えられます。そしてまた、最近マスコミやインターネットで取り上げられている可能性の一つは発達障害です。しかし実は発達障害には、『障害』とまでは言えないその人の個性の範囲での特徴=発達凸凹という状態が存在します。発達凸凹まで含めると多くの人が、その特徴を持ちながら(活かしながら)日常生活を送っているのです。職場も当事者もそこに何が起きているのかを知り、うまくコミュニケーションする方法や仕事のマッチングについて考え、より良い方策について経験値を積んでいくことが必要です。 「発達凸凹を生かす職場づくり」「本人が発達凸凹に気付いていなかったら…」「支援者(周り)が疲弊しないように…」「支援者が1人。疲れてしまう」などの課題について一緒に考えていきます。	●全組合員 ●被扶養者 ●組合員家族 等 ※管理・監督者、衛生管理担当者、安全衛生委員会(衛生委員会)委員等にもお勧めです ◆募集 80名

貸付事業のご案内

貸付事業は、地方公務員等共済組合法に基づき、組合員の皆様の相互救済を目的とした共済事業の一環として行われている事業です。

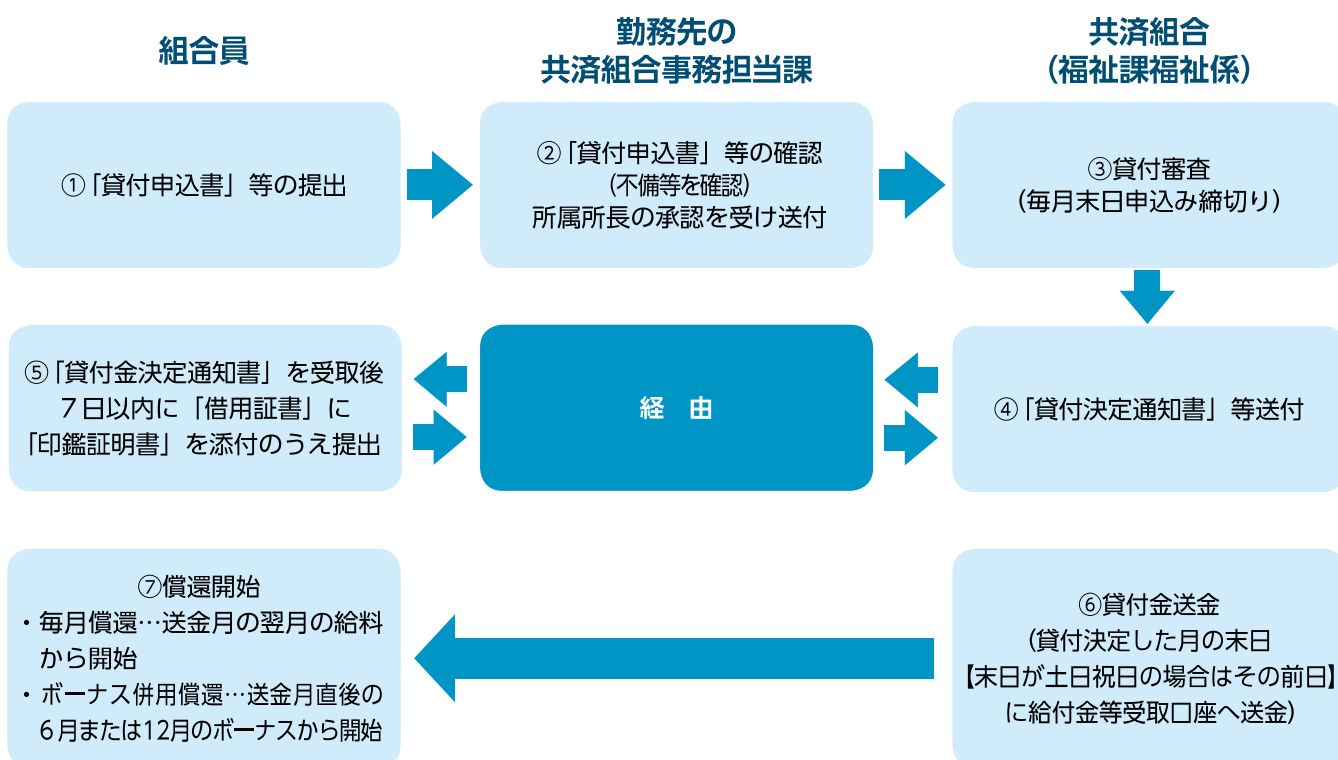
マイホームの購入やリフォーム、ご家族の入・修学費用等の資金を臨時に必要とするときにご利用いただけますので、要件に合わせてご活用ください。



◆借受資格◆

組合員の資格を取得した日（住宅貸付は、組合員期間1年となった日）からご利用いただけます。

◆貸付手続の流れ◆



※1 普通貸付を受けた方は、貸付申込事由に係る支払い等が済み次第、「領収書（原本）」をご提出いただけます。

※2 住宅、在宅介護対応住宅、災害、特例災害貸付を受けた方は、建築、工事、購入完了後、「完了報告書」等をご提出いただけます。

◆貸付制限◆

新規貸付分を含む毎月の返済額（他の金融機関等の返済額も含む）が給料月額30%を超える場合及び年間の返済額が年収額（給料月額×16ヵ月）の30%を超える場合は貸付けを受けられませんので、ご注意ください。

◆団体信用生命保険事業◆

この事業は、全国市町村職員共済組合連合会で行っている共済組合の組合員の方を対象とした団体信用生命保険です。加入を希望される方は、貸付申込時（新規加入）または償還期間中（中途加入）に「団体信用生命保険事業加入申込書兼告知書兼口座振替申込書」（貸付1件ごとの申込みが必要です。）の必要事項に記入・押印のうえ、告知内容に合致する健康状態であることの申告とあわせてお申込みください。

（1）団体信用生命保険

組合員の方が貸付金の償還中に万一死亡または高度障害状態となった場合、保険金で貸付金残高を返済し、退職手当をご本人及びそのご家族のために確保する保険制度です。

（2）債務返済支援保険

団体信用生命保険に加入する組合員の方が加入できます。

病気や障害などにより就業不能となった場合、月々の返済金相当額を保障する保険制度です。

◆貸付の種類等◆

(令和2年4月1日現在)

種 類	貸付事由	貸付金額と限度額	貸付利率 (年利)※1	償還期間 ※2
普通貸付	組合員が臨時に資金を必要とするとき ○住宅関連環境整備 （物置、車庫、庭、塀等工事） ○旅行費用 ○組合員のスクーリング費用等	給料月額6ヵ月以内の額 （1万円単位） 限度額200万円	1.26%	12～120月
住宅貸付	組合員が自己の用に供するための住宅の 新築、増築、改築、修理若しくは購入 または敷地の購入費用	給料月額・組合員期間に応じ算出 （80万円未満は5万円単位、80万円 以上は10万円単位） 限度額1,800万円		40～360月
在宅介護対応 住宅貸付	組合員が介護に配慮した構造を有する 住宅の新築、増築、改築、修理若しくは 購入費用	在宅介護対応住宅工事費用の範囲内 （80万円未満は5万円単位、80万円 以上は10万円単位） 限度額300万円	1.00%	40～300月
災害貸付	災害家財貸付	組合員の家財に係る水震火災その他の 非常事態（以下、災害という）及び盗難等 による損害費用	0.93%	40～300月
	災害住宅貸付	組合員の住宅または住宅の敷地に係る災害 による損害費用		40～360月
	災害再貸付	現に住宅貸付または災害貸付を受けている 組合員が居住する住宅または住宅の敷地に 係る災害による損害費用（法の規定による 災害給付の支給を受ける程度の損害）		
特別貸付	医療貸付	組合員またはその被扶養者の保険適用外 の治療にかかる費用 ○歯科矯正費用 ○不妊治療費用等	1.26%	12～120月
	入学貸付	組合員または被扶養者（扶養認定を受けて いない子も含む）が学校教育法に定められ た高校、大学、その他定められた学校等 の入学に必要な費用等		12～120月 【希望により貸付 対象の修学年限 内は据置可能】
	修学貸付	組合員または被扶養者（扶養認定を受けて いない子も含む）が学校教育法に定められ た高校、大学、その他定められた学校等 の修学に必要な費用等		42～150月 【希望により貸付 対象の修学年限 内は据置可能】
	結婚貸付	組合員、その被扶養者（扶養認定を受けて いない子も含む）、孫等の婚姻に係る費用		12～120月
	葬祭貸付	組合員の配偶者、子、父母等の葬儀等に 係る費用		
高額医療貸付	組合員（任意継続組合員を含む）及びその 被扶養者が高額療養費の支給の対象となる 療養の支払費用	高額療養費相当額 （1万円単位）	無利息	高額療養費が 支給されるまで
出産貸付	組合員（任意継続組合員を含む）及びその 被扶養者の出産に係る支払費用	出産費または家族出産費相当額 （1万円単位）		出産費または 家族出産費が 支給されるまで

※1 貸付利率は、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する退職等年金給付の基準利率に応じた変動利率です。

※2 貸付額及び償還方法により定められた期間です。

※3 任期の定めのある職員（再任用職員及び会計年度任用職員等）については、任用期間内に償還できる額が貸付限度額となります。

※4 東日本大震災による災害復旧に資金を必要とするときは、特例災害貸付となりますので、お問い合わせください。

貯金事業のご案内

年利 1.0%
(令和2年4月1日現在)

貯金事業は、組合員の皆さまからお預かりした大切な資金を安全かつ効率的に運用し、その運用益を市中金利よりも有利な利率で還元することで、組合員の皆さまの生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

新規採用の皆さま、まだ貯金事業に加入されていない皆さまは、この機会にぜひご加入ください。

◆加入方法◆

「貯金加入申込書兼受取口座届書」を勤務先の共済事務担当課を通じて提出してください。

◆積立方法◆

- ① 定例積立：毎月の給与から天引きして預け入れ
 - ② 賞与積立：6月・12月の賞与から天引きして預け入れ
 - ③ 臨時積立：資金に余裕ができたとき、臨時に預け入れ
- ※いずれも1回の積立金額は、1,000円以上500円単位になります。

いずれか、
1つからでも
ご利用できます！



◆払戻方法◆

毎月10日、20日及び月末の3回が払戻日です。(※銀行休業日等により変更することがあります)
「貯金払戻請求書」を勤務先の共済事務担当課を通じて提出してください。届出いただいた受取口座に送金します。
※令和2年度の払戻日及び払戻請求書の締切日は、共済組合のホームページでも確認できます。

◆受取口座◆

次の4金融機関が登録可能です。

●七十七銀行 ●仙台銀行 ●東北労働金庫 ●農業協同組合

◆諸変更の手続き◆

<積立額の変更>

「貯金変更届書」を変更希望月の前月20日までに、勤務先の共済事務担当課を通じて提出してください。

<受取口座の変更>

「貯金加入申込書兼受取口座届書」を勤務先の共済事務担当課を通じて提出してください。(随時受付)

◆利息の計算と組入れ◆

利息は、年複利で日割り計算し、毎年1回3月31日に元金に組み入れます。

また、年2回「組合員貯金残高通知書」(9月末残高、3月末残高)を勤務先の共済事務担当課経由で送付いたしますので、入払情報や残高、受取口座をご確認ください。

【共済貯金締切日及び払戻日のお知らせ】

	第1回		第2回		第3回	
	締切日	払戻日	締切日	払戻日	締切日	払戻日
令和2年 5月	5/1 (金)	5/14 (木)	5/12 (火)	5/20 (水)	5/21 (木)	5/29 (金)
6月	6/2 (火)	6/10 (水)	6/11 (木)	6/19 (金)	6/22 (月)	6/30 (火)
7月	7/2 (木)	7/10 (金)	7/10 (金)	7/20 (月)	7/21 (火)	7/31 (金)

※「貯金払戻請求書」の受け付けは、各締切日の午前中までに共済組合へ原本が届いたものに限ります。
所属所で締切日を設定している場合もありますのでご注意ください。

物資事業のご案内

この事業は、組合員の皆様が日常生活に必要な物資を共済組合が指定する販売店（指定店）から店頭・巡回販売等により物品等を購入したとき、その購入代金を共済組合が立て替えてお支払いする事業です。

ご利用された組合員の方には、給料・ボーナスから天引きにより立替金を償還（返済）していただきます。

1 利用資格

組合員の資格を取得した日（任意継続組合員を除く）から利用できます。

なお、任期の定めのある組合員（再任用職員及び会計年度任用職員等）については任用期間内に償還できる額以内でご利用ができます。

2 指定店と販売品目

(1) 利用できる指定店

別冊『物資指定店のご案内』に掲載の販売店・営業所等をご利用ください。

(2) 販売品目

指定店が取り扱う販売品目は、次のとおりです。

- ア 一般物資 家庭電化製品、寝具、衣料品、時計・貴金属類、タイヤ、自動二輪車（オートバイ）、自転車、墓石等々。
- イ 自動車物資 普通自動車、軽自動車（自動二輪車を除きます。）

3 利用方法

(1) 勤務先の共済事務担当課から、共済事務担当の方の確認と所属所長の承認を得て、購入品目に合う購入票を受け取ってください。

- ア 一般物資を購入するとき 一般物資購入票
- イ 自動車を購入するとき 自動車購入票

(2) 利用する指定店に対して、事前に共済物資事業を利用する旨を伝え、所定事項を記入・押印した購入票を、購入時又は契約時にお渡しください。

4 立替金額と限度額

(1) 一般物資 最低額1万円、千円単位で最高80万円

(2) 自動車物資 最低額10万円、5万円単位で最高300万円

(3) 一般物資と自動車物資の併用の場合 合計で最高300万円 ※ 千円未満（一般物資）又は5万円未満（自動車物資）の金額については、購入時又は契約時に指定店に直接お支払いください。

5 立替金の償還

(1) 一般物資の償還

ア 定例償還（毎月）

購入した月の翌々月から最高24か月以内に償還していただきます。

1回の償還金額は、3千円以上千円単位で設定し、毎月同じ額を償還していただきます。（同じ償還金額にできない場合は、初回の償還金額で調整していただきます。）なお、ボーナス償還も併用できます。

イ ボーナス償還（6月、12月）

ボーナス月の償還金額を、定例償還額の設定とは別に1回1万円以上（千円単位）で、償還することができます。ただし、毎月の償還を行わず、ボーナスのみで償還することはできません。

ウ 償還金額を設定するときは、定例償還及びボーナス償還あわせて立替金額の2分の1以上の額が、最初の12か月以内に償還となるよう設定してください。

(2) 自動車物資の償還

購入した月の翌々月から最高84か月以内に、償還していただきます。償還方法は、次の3通りありますのでいずれかを選択してください。なお、償還回数と1回あたりの償還金額は、立替金額と償還方法により決められていますので、利用者ご自身での設定はできません。（詳しくは、別冊10ページ「自動車購入立替金償還表」より選択いただきます。）

- ① 毎月償還（給料からの償還）
- ② ボーナス併用償還（3倍型）
- ③ ボーナス併用償還（5倍型）

(3) 繰上償還

一般物資、自動車物資ともに繰上償還が可能です。

ただし、一般物資では全額繰上償還のみ可能です。自動車物資は、全額繰上償還のほか、償還希望額に合わせた額の一部繰上償還ができます。

6 手数料

(1) 一般物資の手数料

受託商品手数料

立替金額（販売代金）の5.0%（指定店負担）

(2) 自動車物資の手数料

ア 立替手数料（組合員負担）

立替金残高に対し、年利率2.0%を乗じた額

イ あっ旋手数料（いずれも指定店負担）

普通自動車 1台につき7,500円

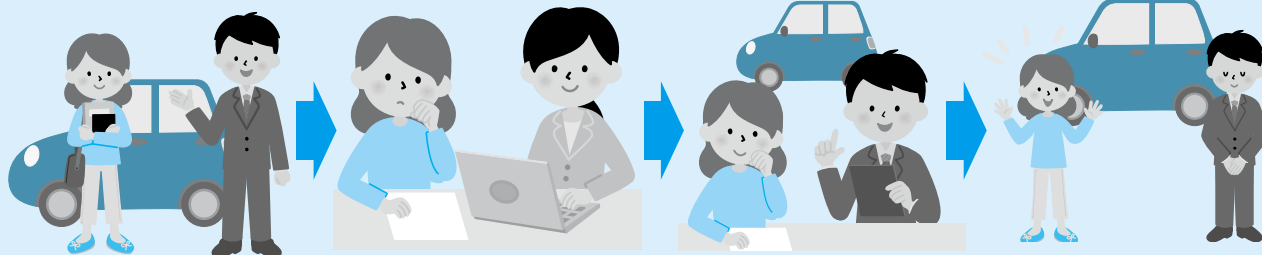
軽自動車 1台につき2,500円

7 利用上の注意

(1) 購入票の物資代金立替利用額の訂正は、無効です。再発行を受けてください。

(2) 購入票の記入・押印漏れがないように、提出前によく確認をお願いします。

物資購入の流れ



①「指定店」に対し、共済組合の物資事業を利用して購入をすることを必ず伝え、商談を行う。

②物資事業を利用しての購入が確定したら、勤務先の共済事務担当課に「物資購入票」（3枚綴り）の発行を依頼する。

③発行された「物資購入票」（3枚綴り）に必要事項を記入・押印し、「物資購入票」を「指定店」に持参する。

④「指定店」から物資購入品を受取る。

医療費の窓口負担の支払い猶予延長について

令和元年東日本台風（第19号）により被害を受けられた組合員及びその被扶養者の方で、災害救助法の適用市町村に住所を有する方が、次の①～③のいずれかに該当する場合は、令和2年3月末までは、医療機関の窓口でその旨をご申告いただくことで医療費の窓口負担の支払いを猶予しておりました。

この支払い猶予期間を令和2年9月末までに延長し、本年4月診療分からは、当共済組合が発行する「一部負担金等徴収猶予証明書」を組合員証等と一緒に医療機関等の窓口に提示いただくことに取り扱いを変更いたしました。

共済組合は、組合員及びその被扶養者に代わって窓口で支払う自己負担部分を医療機関に支払うとともに、猶予期間終了後に当該組合員へ一部負担金等を請求させていただきます。

「一部負担金等徴収猶予証明書」の詳しい請求手続きについては共済組合ホームページの「共済組合からのお知らせ」をご覧ください。か、勤務先の共済事務担当課または共済組合保険課までお問い合わせください。

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合

②組合員が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

③組合員の行方が不明である場合

（注）1 床下浸水被害の場合は対象外となります。

2 入院時の食費・居住費などは、医療機関の窓口でお支払いください。

【災害救助法の適用を受けた宮城県内の市町村】

仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市
東松島市 大崎市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町
亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町
美里町 女川町 南三陸町

有限会社 みやぎ共済が取り扱っております保険のうち、今号では、「傷害総合保険」をご紹介します。

傷害総合保険 さまざまな事故から、組合員とその家族を守ります！

- 交通事故、工作中、家庭内、旅行中、スポーツ中など国内外でのほとんどのケガに対して補償のある保険です。
- 天災危険補償特約付コースなら、地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されます。
- 入院はもちろん、通院も1日目から保険金の支払対象になります。
- 自転車による事故で他人にケガさせた場合など、第三者への賠償事故も補償されます。
- 個人コースには、身の回り品の損害を対象にした携行品損害がセットされます。
個人コースに加入されている方は、弁護士費用総合補償特約「弁護のちから」がセットできます。
- 外来の手術についても手術保険金の支払対象になります。
- 団体契約による割引が受けられ、保険料が20%も割安で加入できます。

加入コースは、「個人コース」、「夫婦ペアコース」、「家族ぐるみコース」の3コースがあります。
ご自分に合ったコースをお選びください。

- 保険期間 傷害総合保険：2020年7月1日午後4時から1年間
 - ・加入資格：宮城県市町村職員共済組合の組合員
 - ・被保険者：組合員、組合員の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹及び同居の親族
- ※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降は割引率が変わることがあります。

■上記は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

お問い合わせは下記代理店まで

宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店 有限会社 みやぎ共済
〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目10番25号
☎022-223-0740 fax 022-215-0785
（受付時間：平日午前9時から午後5時まで
土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。）

引受保険会社名

損害保険ジャパン株式会社

承認番号SJNK19-16537
作成日2020年3月23日



夏休み期間7月21日(火)から8月24日(月)の間、千葉県市町村職員共済組合宿泊施設「オークラ千葉ホテル」を1泊1部屋5,000円で宿泊できるプランをご好評につき、今年も行います！

1部屋5,000円ですから、2人で利用すれば1人あたり2,500円。3人で利用すればさらにお得！

オークラ千葉ホテルからは、人気ショッピングスポットが集まる海浜幕張へは電車で10分、人気テーマパークのある舞浜までは、車で1時間ほどで到着します！（ホテル駐車場は無料です。）

ご用意したお部屋は、最大おとな3名様利用可能な「スーペリアツイン」（3名様ご利用の場合は、補助ベッドをご用意いたします）を、今年も3部屋ご用意いたしました。多くのみなさまにご利用いただければと思います。

ぜひ、今年の夏休みは、「わくわくサマープラン」でご家族やご友人と楽しいひとときを過ごしてみませんか？

予約方法

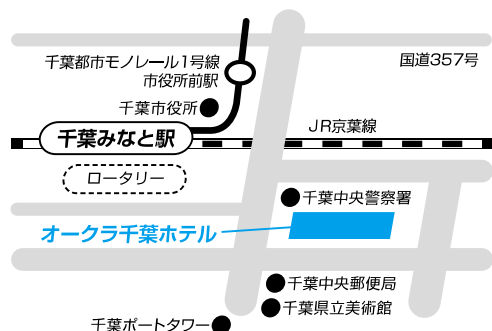


※ この事業は、組合員及びその家族の心身の健康保持・増進を目的としております。ご利用できる方は、組合員とその家族並びにその同行者になります。

※ ご予約は先着順とさせていただきます。

※ このプランは「宿泊施設利用助成券」と併用できません。

2019年度は、36日間108部屋の借上げに対し100部屋260名の利用で、利用率は、**92.5%**でした。



第2期データヘルス計画推進のための 「コラボヘルス打合せ会」を初めて開催しました

共済組合では、現在、平成30年3月に策定した第2期データヘルス計画に基づき、組合員等の健康維持・増進のため保健事業等を実施しています。データヘルス計画を推進し、組合員等の皆さまの状況等に合わせた保健事業を行っていくためには、共済組合と所属所との「コラボヘルス」が不可欠で、データヘルス計画の重点項目の1つになっています。また、平成30年度以降、後期高齢者支援金の加算・減算制度の指標の1つにもなり、組合員の皆さまの掛金にも影響を与える可能性があります。

そこで、共済組合と所属所が、第2期データヘルス計画や保健事業等について理解を深め、他所属所での取り組みを共有し、意見交換等を行いながら、データヘルス計画を推進していくことを目的とし、令和2年2月6日パレス松洲において、令和元年度第2期データヘルス計画推進のための「コラボヘルス打合せ会」を初めて開催しました。今回は、51所属所中27所属所のご担当者が出席。「第2期データヘルス計画」や「特定健康診査・特定保健指導」について他所属所の取り組み状況や好事例を共有しました。

この打合せ会は、今後も継続して実施し、共済組合と所属所が共に組合員等の健康維持・増進を進めてまいります。

■打合せ会の内容

1 情報提供 「第2期データヘルス計画等について」

「特定健康診査・特定保健指導について」

共済組合福祉課

第2期データヘルス計画の重点項目や、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の目標値に対する本組合の現状、後期高齢者支援金の加算・減算制度、健診項目等について共済組合から情報提供し、共有しました。

2 情報共有 「事前アンケート結果について」

各所属所の職員の「健康診断（特定健康診査）」と「事後指導・特定保健指導」の実施状況について、事前アンケート結果をもとにご担当者にご紹介いただきました。

3 好事例紹介

特定保健指導の実施率が高い所属所を代表して、好事例として2市に取り組みをご紹介いただきました。

◆角田市

「既存の様々な事業や機会等を活用し、職員の健康に関する意識を高める取り組み」

◆白石市

「職員に特定保健指導を受けて頂くための取り組み」



コラボヘルスとは、共済組合と所属所が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、組合員の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行することをいいます



4 情報交換

人事異動のお知らせ

氏 名	異 動 後	異 動 前	異 動 日
丸 山 泰 弘	事務局長 福祉課長事務取扱	パレス松洲支配人	令和2年4月1日
沼 倉 大 輔	保険課長補佐	保険課長補佐兼給付係長	〃
千 葉 智 幸	福祉課長補佐兼保健係長	福祉課保健係長	〃
相 澤 史 朗	総務課長補佐兼庶務係長兼企画広報係長	総務課庶務係長兼企画広報係長	〃
伊 藤 大 輔	総務課主幹	保険課主幹	〃
引 地 伸 也	保険課主幹兼システム係長	保険課システム・資格調定係長	〃
堀 内 和 浩	総務課主幹兼経理係長兼施設係長	総務課経理係長兼施設係長	〃
茂 泉 良 子	保険課資格調定係長	保険課主査	〃
沼 田 裕 一	保険課給付係長	保険課主査	〃
齊 藤 洋 平	福祉課主査	総務課主事	〃
片 倉 真 希	保険課主事（新規採用）	—————	〃
二階堂 雅 裕	退 職	事務局長	令和2年3月31日
内 海 昭	退 職	福祉課長	〃
小山田 祥 子	退 職	総務課長補佐	〃
沼 田 裕 一	保険課主査	年金課主査	令和2年3月1日

施設情報

委託保養所の休館情報 岩沼屋ホテル（仙台市太白区秋保） 令和2年5月7日～令和3年3月31日予定

◆◆「永年勤続退職者パレス松洲平日優待券」有効期限の延長について◆◆

平成31年3月31日に定年退職された方を対象に既に発行しております「永年勤続退職者パレス松洲平日優待券」について、新型コロナウイルス感染症により外出自粛等の対応がとられていることから、有効期限を下記の通り1年間延長しますのでお知らせいたします。

（有効期限） 2020年3月31日 → **2021年3月31日**

◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413 パレス松洲 TEL 022-354-2106

『平日宿泊利用券』 を使ってパレス松洲にお得に泊まってみませんか？

パレス松洲

平日宿泊利用券

1,000円

ご利用期間

令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで
の日曜日から金曜日
（休祝日の前日、12月28日から
1月2日の期間を除きます。）

（※ 別居の3親等内親族の方は
500円）

※ この券は、本組合の組合員及びそのご家族の方が、
期間内の平日に1泊2食付で宿泊されたときに、
ご利用になれます。
※ チェックインの際に「パレス松洲利用券」と一緒
に提出してください。

組合員	名
扶養・同居家族	名
3親等内親族（別居）	名

5月31日(日)まで!



牛ッ 春の3県をとまるかじりフェア

お隣り県から、「おいしい」
春のお知らせが届きました。

～宮城・山形・新潟 5施設共同開催～ 3つのうれしい企画

1. 期間限定コース「春彩膳」



¥8,300～ (利用券・平日宿泊利用券利用時 おとな1名さまあたり)

・牛肉料理と、春の食材を使った各地の郷土料理をお楽しみいただける、特別なお献立のご夕食です。ご予約時に「春彩膳」とご指定ください。

2. 参加各施設のセレクトによるお土産品

・フェア共同開催する3県の5施設が選んで取り揃えたそれぞれの地域のとおきを、おみやげ処で販売します。
・今年は参加3県のお米もご用意いたします。

3. スタンプラリー

・企画に参加する3県の5施設にご宿泊いただくと、シートにスタンプを押印します。
・スタンプが2つたまったら、商品獲得のチャンス！
抽選で宿泊ペア招待券をプレゼントします。

参加施設

山形県

- ・うしお荘
- ・むつみ荘

新潟県

- ・瀬波はまなす荘
- ・アクアーレ長岡

宮城県市町村職員共済組合保養所

パレス松洲

〒981-0215 宮城県松島町高城字浜38

Tel. 022-354-2106 Fax. 022-354-4020

<https://www.palace-matsushima.jp>

